人工心肺回路用血液フィルタ　T3232
血液透析用留置針　T3249
歯科器械一吸引システム　T5801
歯科用医療機器の生体適合性の評価　T6001
単回使用ごうしん（毫鍼）　T9301
（内容省略）
備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年10月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年10月３日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

廃止された日本工業規格

ヘルスケア製品の滅菌－エチレンオキサイド－第１部：医療機器の滅菌プロセスの開発，バリデーション及び日常管理の要求事項　T0801－1

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年10月１日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年10月３日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成

記

制定された日本工業規格

診断用核医学装置－特性及び試験条件－第１部：ＰＥＴ装置　T61675－1

改正された日本工業規格

診断用ＭＲ装置用ファントム　Z4924
（内容省略）
備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。

国家試験

第78回作業環境測定士試験の実施

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第18条の規定に基づき、第78回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

平成28年10月３日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　試験の種類及び日時　第二種作業環境測定士試験　平成29年２月13日（月）午前10時から
2　試験地　北海道、宮城県、千葉県、愛知県、兵庫県、広島県及び福岡県
3　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑵　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑶　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程以外の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑷　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後５年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑸　機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑹　職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第９条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第７に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑺　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程又は同令第36条の２第２項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第６に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成５年労働省令第１号。⑼において「平成５年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第３の２に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「昭和60年改正前の職業訓練法施行規則」という。）別表第１の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧職業訓練法」という。）第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑻　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第２に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第３に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の普通訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑼　職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。⑾において「昭和53年改正省令」という。）附則第２条第１項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成５年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後４年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑽　職業能力開発促進法施行規則別表第11の３の３に掲げる検定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定（当該技能検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関する知識であるものに限る。）に合格した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの
⑾　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程の高度職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第６の訓練科の欄に定める化学システム系環境化学科の訓練（旧能開規則第９条に定める専門課程、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の専門訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練のうち旧能開規則別表第３の２、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２及び昭和53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２（職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和51年労働省令第７号）附則第２条の規定による廃止前の特別高等訓練課程の養成訓練に関する基準等を定める省令（昭和50年労働省令第17号）別表を含む。）の訓練科の欄に掲げる環境化学科の訓練を含む。）を修了し、かつ、職業能力開発促進法第21条第１項（同法第26条の２において準用する場合を含む。）に規定する技能照査（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法第12条第１項に規定する技能照査を含む。）に合格した者
⑿　職業能力開発促進法第28条第１項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者